

## 第47回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：平成29年1月11日(水) 10時00分から11時40分まで  
開催場所：議員協議会室(松本市役所東庁舎3階)  
出席委員：大江裕幸会長(信州大学経法学部准教授) 大久保真一委員(松本市議会議員)  
近藤晴彦委員(松本市議会議員) 青木豊子委員(松本市議会議員)  
宮下正夫委員(松本市議会議員) 澤田佐久子委員(松本市議会議員)  
井口司朗委員(松本市議会議員) 石井杉男委員(長野県松本建設事務所長)  
三石昇史委員(長野県松本警察署長)【代理出席：小松長野県松本警察署交通第二課長】  
武者忠彦委員(信州大学経法学部准教授) 大窪久美子委員(信州大学農学部教授)  
清水聡子委員(松本大学総合経営学部教授)  
青柳美一委員(松本市農業協同組合代表理事組合長)  
忠地秀起委員(松本商工会議所建設部会長)  
本間恵子委員(松本商工会議所女性会会長)  
加藤美佐子委員(長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員)  
欠席委員：伊藤茂委員(松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長)  
古沢明子委員(松本市農業委員会会長代理) 伊藤淑郎委員(松本商工会議所専務理事)  
星河淑美委員(社松本薬剤師会理事)

(桐沢明雄都市政策課長)

皆さん、おはようございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これより第47回松本市都市計画審議会を開会いたします。

私は、当審議会の事務局長をしております都市政策課長の桐沢明雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、新たに委員となられます方をご紹介します。

松本商工会議所の役員改選に伴って委員となりました、伊藤淑郎様でございます。

伊藤淑郎委員は本日都合により欠席されております。ご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、本日は、委員20名のうち、ただいま紹介しました伊藤淑郎委員、伊藤茂委員、古沢明子委員、星河淑美委員の4名が都合により欠席されております。また、三石委員の代理として、松本警察署交通第二課長の小松靖信様が出席されております。

したがって、本日出席の委員は16名となり、松本市都市計画審議会条例第5条2項の、委員が1/2以上が出席しなければならないという条件を満たしていることをご報告いたします。

それでは、当審議会の事務局長であります小出建設部長より一言ごあいさつを申し上げます。

(小出光男建設部長)

皆さん、おはようございます。新しい年を迎えまして本年もよろしくお願いいたします。

本日は、年明け早々の会議となり大変お忙しい中、委員のみなさま方、お集まりいただきました。本当にありがとうございます。

本日の都市計画審議会につきましては、昨年度から検討を進めてまいりましたご案内のとおり「松本市立地適正化計画策定」に対しまして、皆様方からご意見を戴くという会議でございます。

この計画は国が制度化した以降、過去3回の都市計画審議会において、その内容といたしましては、「計画策定に取り組むこと」、「計画策定の考え方及び進め方」などについて協議あるいは報告してきたものでございます。本年度より庁内における検討会議を重ね都市計画策定市民会議でご意見を戴きながら本日お示しする素案を策定してまいりました。

ご承知のとおり、立地適正化計画は、超少子高齢型人口減少社会の進展という社会情勢の大きな変化を見据え、将来の都市構造をより明確にすることで、持続可能なまちづくりを推進するものと考えています。

本日は、委員の皆さま方からのそれぞれのお立場で、忌憚のないご意見をお願いをいたしまして、計画に反映して参りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

(桐沢明雄都市政策課長)

初めに、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

先日送付しました資料が次第、事務処理の概要、議案書、委員名簿でございます。

本日、お手元に、事務処理の概要と議案書の訂正版を配布しておりますので、送付資料と差し替えをしてご覧頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の確認はよろしいでしょうか。

【不足している資料なし】

( 桐沢明雄都市政策課長 )

それでは、大江会長、議案審議をお願いいたします。

( 大江裕幸会長 )

それでは、皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。ただ今から議案審議に入ります。

会長代理でありました胡桃澤委員が退任されたため、会長代理が空席になっております。

会長代理につきまして、条例により会長専任事項でありますので議事に先立ちまして指名させていただきます。

胡桃澤委員の後任でもある 伊藤淑郎委員に会長代理をお願いいたたく存じます。

本日、伊藤淑郎委員は欠席されておりますが、事前に会長代理の受諾をいただいておりますので、ご承知おきください。

【委員より「異議なし」の声】

( 大江裕幸会長 )

それでは、ただ今から第 4 7 回松本市都市計画審議会を開催します。

会議の進行につきましては、松本市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項により会長が務めることになっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議事録の署名人でございますが、松本市都市計画審議会運営要綱第 9 条第 2 項により本日出席委員の中から予め指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事録署名人は、宮下正夫委員と本間恵子委員をお願いいたします。

議案審議に先立ちまして、事務局より第 4 6 回審議会に係る事務報告をお願いいたします。

( 丸山博都市政策課課長補佐 )

都市政策課 丸山博と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の事務処理の概要 1 枚目の資料に基づきましてご報告を致します。着座にてご報告を致します。失礼致します。

平成 2 8 年 1 月 3 1 日に開催いたしました第 4 6 回松本市都市計画審議会における議決事項の事務処理については、次のとおりでございます。

はじめに、議案第 9 1 号松本都市計画用途地域の変更について(松本市決定)は、本都市計画区域の健全な発展と秩序ある都市づくりを進めるため、市南部に位置する J R 篠ノ井線村井駅の周辺約 9 . 5 ヘクタールの用途地域について、主に工業地域から第 1 種住居地域及び準工業地域に用途地域を変更し、合理的な土地利用を図るものであります。

平成 2 8 年 8 月 3 1 日 第 4 6 回松本市都市計画審議会において審議、可決後、

平成 2 8 年 9 月 2 3 日 松本市都市計画審議会審議結果市長報告を致しました。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日 松本市告示第 3 4 9 号により告示・縦覧を致しました。

議案 第 9 2 号 松本都市計画地区計画の決定について(松本市決定)ですが、松本市両島、渚四丁目、征矢野一丁目の各一部の区域は土地区画整理事業により宅地造成が行われた地区であります。造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、敷地の細分化による住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図ることを目的として地区計画を策定するものであります。

平成 2 8 年 8 月 3 1 日 第 4 6 回松本市都市計画審議会において審議、可決後、

平成 2 8 年 9 月 2 3 日 松本市都市計画審議会審議結果市長報告。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日 松本市告示第 3 5 0 号により告示・縦覧を行いました。

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 松本市議会平成 2 8 年 1 2 月定例会におきまして、松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例が可決されております。

議案 第 9 3 号 松本市風致保全方針についての意見聴取でございます。

昭和 4 5 年に長野県が制定した条例を権限移譲により引き継ぎ、平成 2 7 年 4 月に施行した松本市風致地区条例第 2 条に基づき、風致保全方針を定めることについて、同条第 3 項により審議会の意見を伺いました。

以上が、事務報告でございます。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。それでは、ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

【委員からの質問なし】

(大江裕幸会長)

よろしいでしょうか。

特にご質問等が無いようですので、議案審議をはじめます。

本日付託されました案件は、1件です。

議案94号「松本市立地適正化計画について(意見聴取)」の議事を行います。

事務局に伺います。

議案第94号の傍聴者はございますか。

(丸山博都市政策課課長補佐)

議案94号「松本市立地適正化計画について」の傍聴者はございません。

(大江裕幸会長)

それでは、議案第94号の説明を担当課より願致します。

(桐沢明雄都市政策課長)

私、桐沢の方からご説明致します。皆さんお手元のある、議案書と別冊松本市立地適正化計画の2つで引用してまいりますのでどうぞよろしく願致します。説明を着座にて失礼致します。よろしく願致します。

議案書をお開き下さい。2ページに松本市立地適正化計画について、本議案の意見を伺うものです。と記してございます。3ページを見て頂きます。松本市立地適正化計画について1の趣旨でございますが、都市再生特別措置法第81条第14項に基づきまして「松本市立地適正化計画(素案)」について伺うものでございます。2の主な経過でございます。

平成26年	8月	1日	都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法の一部を改正する法律
平成27年	6月	3日	第44回松本市都市計画審議会へ取組みについて報告
平成28年	3月	10日	第45回松本市都市計画審議会へ取組みについて報告
平成28年	4月	21日	松本市議会建設環境委員協議会へ基本的な考え方について協議
平成28年	4月	以降	松本市都市計画審議会へ協議(第3回実施)
平成28年	7月	以降	松本市都市計画策定庁内連絡議会へ協議(計3回実施)
平成28年	8月	31日	第46回松本市都市計画審議会へ取組みについて報告
平成28年	10月	12日	松本市町会連合会常任知事会へ取組みについて説明
平成28年	10月	以降	都市機能誘導区域予定地区へ説明(11地区実施)
平成28年	12月	13日	都市づくり市民懇談会の開催

その中の次のページ4ページ目になります。立地適正化計画策定の流れということで、カラーの資料であります左側に庁内調整、真ん中に市民意見聴取等、右側に松本市議会・松本市都市計画審議会の流れになっております。

本日は、平成28年度の真ん中・右側・緑色のところになりますが、都市計画審議会、平成29年1月11日ということで、今回計画の素案の説明となりました。

この後の流れは、パブリックコメントを実施し計画を作成し、立地適正化計画都市機能誘導区域及び誘導施設の策定・公表をしてまいります。

平成30年度に向けて、居住誘導区域についての策定を行う予定になっておりますので、よろしく願致します。

3ページにお戻り戴きまして、3の立地適正化計画の定める事項については、(1)都市機能誘導区域及び誘導施設については平成28年度末に策定予定(2)居住誘導区域については平成30年度末までに策定予定でございます。

それでは、4番計画素案についてでございます。別冊、松本市立地適正化計画からになりますが、こちらから前の部分も含めてご説明をしてまいります。

こちらの説明について、都市政策担当の岩淵主査からご説明をいたします。どうぞよろしく願致します。

(岩淵省都市政策課主査)

私は、松本市役所都市政策課 岩淵省と申します。松本市立地適正計画についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。事前にお配りしました議案書の別冊「松本市立地適正化計画（素案）」に沿って、現在策定を進めております計画の要点を正面のスクリーンを用いて説明してまいります。

この計画は、超少子高齢型人口減少社会を見据えて、平成22年に策定した「松本市都市計画マスタープラン」に掲げた集約型都市構造を具現化し、持続可能な都市の形成に向けて策定するものです。計画素案の4ページをご覧ください。正面の図は10ページ図でございます。

従来の線引き制度等の都市計画に加えて、本市の各分野における取組みを効果的に連動することにより、総合計画に掲げる将来都市像「健康寿命延伸都市・松本」をさらに前進する計画でもあります。計画（素案）4ページをご覧ください。

計画の前提となる 目標年次は概ね20年後の平成47年とし、将来人口等の推計は平成22年の国勢調査に基づいております。

また、計画の対象は松本市都市計画区域全体とし、都市全体を見渡す観点から一部の検討等は市域全体を対象に行い、市街化区域の中に都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定します。

スクリーンの図は、集約型都市構造を具体的にイメージにしたもので、計画（素案）の10ページに記載したものです。

青い点線で表している市街化区域の中で、赤色で表しているように、鉄道駅周辺など多くの人々が利用しやすい交通利便性の高いエリアに、医療や商業、文化施設などの、都市活動や生活を支える施設を維持、誘導する都市機能誘導区域を定めます。

また、水色で表しているように、その施設や公共交通を利用しやすい範囲に、一定の人口密度を維持する居住誘導区域を定めます。

当然のことながら、区域の外に暮らす人々の生活にとっても、これらの拠点を維持することは大切だと考えています。

現在の私たちの暮らしを想像していただければ分かりますが、郊外や山間部の集落に暮らす人々も、公共交通や自家用車などで、中心市街地や鉄道駅周辺などに買い物や通院に出かける機会が多いと思います。

この計画によって、いまの私たちの暮らしを支えている都市の拠点を維持し、充実することは、市街地の中に暮らす市民だけでなく、その周囲や郊外に暮らす人々の生活を維持するうえでも、欠かすことができないと考えています。

続きまして、計画策定の背景として、本市を取り巻く状況について、まず人口の変化を説明しますもので、計画（素案）の12ページをご覧ください。

上のグラフをご覧ください。平成22年の人口を1として、その変化率を示したもので、赤い折れ線が松本市の人口の変化を表します。

これまで本市の人口は右肩あがりが増加してまいりましたが、グラフが示す通り、国の推計では、全国や県の傾向と同様に、本市の人口も今後減少することは避けられないと予想されています。

下のグラフをご覧ください。人口の年代別割合の推移を表したものです。

紫色の折れ線が、65歳以上の高齢者であり、急激に増加しております。

その割合は、30年前は10人に1人以下であったものが、現在は4人に1人となっており、30年後は3人に1人が高齢者になると推計されています。

計画（素案）の15ページに記載した、人口ピラミッドの推移を説明します。

はじめに、素案に記載した人口の修正をお願いします。

平成22年人口の242,037人は誤りで、正しくは243,037人です。

スクリーンに表示したグラフの、左上が昭和45年、右側が平成22年、左下が平成52年の推計で、赤色が65歳以上の高齢者を、青色が15歳から64歳を、緑色が14歳以下の人口を表しています。

昭和45年は、少ない高齢者を、多くの若い世代が支えていました。

平成22年には、赤い高齢者が大きく増加する一方で、将来を担うこどもの人口が少なくなっていることがわかります。

今後、平成52年のグラフでは、ロクロでつくる焼き物のような年齢構成に変化し、不安定な年齢構成になる事がわかります。

特に平成52年には、65歳から70歳までの年齢層が最も多くなり、多くの高齢者を少ない若い世代が支える時代が迫っていることがわかります。

このような避けることができない時代を悲観するのではなく、松本市が昨年度定めた人口ビジョンに掲げる希望出生率1.8の実現に向けた取組みや、本市が進める地域づくりの取組みにより地域活力を創出することによって、松本に暮らす私たちが「これからも暮らしていきたい」と思え、観光やビジネスで松本を訪れた人が「暮らしてみたい」と思える魅力と活力のある都市を持続していくために、この計画を策定します。

この図は、計画（素案）の14ページに記載した、人口集中地区（DID）の拡大の状況を表したものです。

昭和45年ごろは、濃い青色で表したとおり、松本駅や南松本駅を中心として、市街地が広がっていました。

その後、人口の増加に伴って市街地は拡大し、水色で表しているとおり、市域の南側や西側に拡大しました。

左上のグラフは、赤い線で人口の推移を、青い棒グラフで市街地の広がりを表しています。

昭和45年と比べて、人口が1.2倍増加する一方で、市街地は2.4倍拡大しました。

これから30年後には昭和45年の水準まで人口が減少すると推計されており、人口増加に応じて拡大した市街地を、高齢者が更に増加する社会の中で、今のまま維持し続けることは難しいと予想されています。

現在、人口集中地区内の人口密度は、46.5人/haですが、将来的にも交通利便性の高いエリアは既存人口密度以上の人口を維持・誘導することによって、生活サービスの維持・充実などが課題となります。

つぎに、都市交通と生活サービスについて状況を説明します。

まず素案の17ページに記載した、都市交通について、説明します。

松本市における主な交通手段は、自家用車等による移動が71.6%を占め、一方で鉄道やバスの利用は合計で5.6%にとどまっています。

高齢化の進展に対応した都市づくりを進めるうえでは、自動車に過度に依存した生活から公共交通や歩行を優先する考え方への転換や、公共交通のサービス水準の向上などが課題となります。

つぎに、計画（素案）の22ページに記載した生活サービス施設の立地状況について、徒歩圏外の高齢者の人口と割合を説明します。

高齢者の約4割の方は、スーパーなどの商業施設、鉄道駅やバス停、病院・診療所のような生活を支える施設が、歩いて行きやすい範囲にありません。

今後高齢化が進展するなかで、自動車を運転できない高齢者等の移動手段の確保する事や公共交通の維持、強化と、人口減少や高齢化を見据えた身近な生活サービス施設の維持・充実が課題となっております。

計画（素案）の24ページをご覧ください。このような背景や課題を踏まえ、計画（素案）の計画策定の考え方を記載してあります。

本市では松本市立地適正化計画により、都市づくりの在り方を整理し、持続可能な都市づくりをすすめてまいります。

歴史や文化など松本の豊富な資源を活かした、松本らしいまちづくりを進めるとともに、鉄道駅周辺などの交通利便性の高い拠点を中心としたコンパクトな市街地の形成することによって、松本を訪れる人と、住む人にとって、魅力と活力のあふれる都市づくりを目指すものです。

また、この計画は、本市が進める35地区の地域づくりを土台とし、都市圏の中心となる中心市街地を核とした交流を生み出す都市づくり、交通利便性の高い、地域の拠点と核とした住みやすい都市づくり、

その拠点をつなぐ公共交通の維持・充実の3つの要素を基本として持続可能な都市づくりを進めてまいります。

この計画では、まず都市構造の核となる都市中心拠点と地域拠点を決めました。

拠点の選定の考え方は、計画（素案）の26ページ、27ページに記載してあります。

その拠点を中心として、都市の活動や、暮らしを支える施設などを維持・誘導する都市機能誘導区域を設定し、都市機能誘導区域とその周辺や公共交通沿線に、一定の人口密度を維持する居住誘導区域を定める予定です。

平成22年3月に多くの市民の皆さまの協力により策定した、松本市都市計画マスタープランに位置付けた、生活を支える施設などを集積する交通拠点、

平成26年度に約1万人を対象として行った移動実態調査で、日常的な移動先となっている箇所

その他の地域づくりセンターや合同庁舎が立地している箇所について

現在の暮らしを支える施設の立地状況や人口の集積状況などを評価し策定しました。

その結果、都市圏全体の拠点となる都市中心拠点として、「松本城～あがたの森～松本駅」を核とする中心市街地を定め、身近な暮らしの拠点となる地域拠点として、南松本駅など7つを設定しました。

計画（素案）の28ページをご覧ください。

ここで、松本市都市計画マスタープランに掲げている「集約型都市構造」について、「人のからだの仕組み」に例えて説明します。

私たちの健康な体を維持するためには、心臓や肝臓などの臓器がそれぞれの役割を發揮することが大切です。

そのためには、体の成長や年齢にあわせて、余分な脂肪を減らして、丈夫な骨格に支えられながら、健康な血管でバランスの良い栄養を補給することが大切です。

私たちが暮らす都市の構造も同じです。

様々な機能をバランスよく拠点到集約し、公共交通のネットワークによって、人々の交流や活動を循環することで、「都市の健康寿命延伸」につながると考えています。

この計8か所の拠点を中心とした都市機能誘導区域の設定の考え方について説明します。

計画（素案）の36ページをご覧ください。

まず、区域設定の基本とする範囲として、都市中心拠点については、都市計画マスタープランに位置付けた中心商業業務ゾーンや都市型複合業務ゾーン、次世代交通政策実行計画に示した回遊性を高める範囲を基本の区域と考えております。

その他の地域拠点については、鉄道駅や主要バス停から半径500mの歩いて行きやすい範囲を基本として考えています。

この基本区域に追加する範囲として、周辺部の主な公共施設は、将来的な公共施設等の再配置や複合化を見据えて、区域に追加しております。

一方で、土砂災害特別警戒区域や工場の操業等が優先される区域、良好な住環境が優先される区域などは、都市機能誘導区域から除外します。

しかし、松本駅の西側などは駅から500mの範囲に2m以上の浸水想定区域があります。すでに、地域の自主的な防災活動が積極的に取り組まれている事や、計画に基づいて誘導施設を整備することができれば、その施設を避難場所として活用し、災害リスクを低減することも可能なことから、浸水想定区域は都市機能誘導区域から除外しない方針としました。

そのうえで、地形地物や用途地域境界など、長期にわたって存在し得る位置を誘導区域界として設定しました。

計画（素案）の37ページをご覧ください。

ご説明した考え方に基づいて設定した、都市機能誘導区域の案を示しています。

薄い黄色着色範囲が、現在の市街化区域であり、その中に設定する都市機能誘導区域の範囲を赤色で示しており、その割合は市街化区域の約2割に相当します。

それぞれの地区の特色や区域については、後ほど個別に説明します。

つぎに、計画（素案）の38ページから43ページに記載しています計画に基づいて、維持・誘導する施設の説明いたします。

この計画は、都市の拠点となる所に、都市の活動や暮らしに必要な施設を誘導することを目指すものです。

このため、本市が進める35地区の地域づくりの基盤として、地域に根差して維持する施設などは、特定の拠点へ誘導することはせずに、図の赤色で示した都市の活動や生活を支える比較的高次の機能を計画に位置付けて、誘導することを目指します。

具体的には、大きな商業施設や子育て支援の拠点となる施設、広域的に利用者が集まる博物館や美術館などの文化施設、都市活動に必要なコンベンション機能、高度な医療を提供する医療機関などを、計画に位置付けて維持・誘導していく方針です。

現在の松本市では、中心市街地など交通利便性の高い所に多様な施設が立地していますが、

この計画は、新たな施設を次々と整備するものではなく、今ある施設が郊外へ無秩序に拡散することを防止する役割も果たします。

計画（素案）の41ページをご覧ください。この表は、設定した拠点ごとに、地域の特性を踏まえて計画に位置付ける誘導施設を一覧でまとめたものです。

計画の制度にもとづいて誘導する施設を、

・	・	・
---	---	---

で表しています。

は、現在もある施設について、その数や機能を拡充することで、将来においても充実を目指すものです。

たとえば、サービス付き高齢者向け住宅などの介護保険事業計画に基づかない施設は、今後の高齢化の進展に対応した誘導施設に位置付けます。

は、現在は立地していない施設の誘導を目指すものです。

多世代交流施設などの生きがいの仕組みをつくる施設や、子育て支援の拠点となる様な施設については、今後の超少子高齢型人口減少社会を見据え、関連計画との整合を図りながら交通利便性の高いエリアへの誘導を検討します。

は、現在ある施設が、将来区域外へ転出しないように維持する観点で位置付けたものです。例えば、スーパーなどの大規模小売店舗などが、その施設の建て替えなどにあたって、郊外へ拡散することを抑制するものです。

一方で、

・
---

で表した、日用品を扱う小さな店舗やかかりつけ医などは、将来のライフスタイルを支えるうえで、拠点となる都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設ではあります。それ以外の区域においても必要な施設です。

計画に位置付けることは、区域の外に施設を立地する場合、すべて届出等の対象となることから、これらの施設は計画に位置付けて誘導することはせず、居住誘導区域の検討にあわせて、地域の特性に応じて立地を支援する仕組みを検討してまいります。

それでは、計画（素案）の48ページ以降、8つの拠点について、地区の範囲と主な特性などを説明します。

まず、広域的な都市圏の拠点となる都市中心拠点として、松本城～あがたの森～松本駅を中心とする中心市街地を設定しました。赤線で示した範囲になります。

中心市街地では、これまで人口が減少し、郊外へ流出してきましたが、今後は現状程度の人口密度が維持されると推計されます。

松本城を中心とした歴史・文化や、多くの企業の事務所機能などが集積しており、将来にわたっても、市の内外から多くの人々が訪れる広域の拠点であり続けるために、高次の都市機能を維持し、誘導することを目指します。

現在検討を進めております基幹博物館などは、都市の魅力を高める核となる施設として、計画に位置付け、行政が主体となって整備を進める高次な都市機能の一つとなっております。

続きまして、南松本駅周辺でございます。南松本駅周辺は、拠点性の高い福祉施設や比較的規模が大きな商業施設が集積し、市内の広い範囲から多くの市民が買い物等に訪れています。

駅周辺の人口密度は他の拠点と比べても比較的高く、多くの居住も集まっています。

今後も現在の拠点性を維持し、そこに暮らす住民や広い範囲から訪れる人々の暮らしを支える拠点として維持してまいります。

村井駅周辺は、これからも現状程度の人口密度が維持される一方で、高齢化の進展は比較的早く、30年後には2人に一人が高齢者になると推計されます。

核となる村井駅は、松本駅に次いで市内2番目の乗降客数があり、まつもと医療センター松本病院の統合整備や創造学園高校の移転などさまざまなプロジェクトが進行しております。

市域南部の拠点として、今後も一層の機能や人口の集積の可能性があると考えられることから、その特性を活かしながら、地域の暮らしを支える拠点として維持してまいります。

南松本駅と村井駅の間位置する平田駅周辺は、駅の東側、国道19号に沿って商業施設などが集積しており、主に市域の南部から買い物などに多くの人が訪れます。

駅の西側に、優良な農地が広がっており、農地と市街地が隣接する地区の特性を活かしながら、今後も市域南部に暮らす市民の生活を支える施設などの維持・誘導を目指しています。

島内駅周辺です。駅周辺に音文ホールや商業施設などが立地しており、主に周辺に暮らす人々が買い物などに訪れております。市域北部に位置する地域の拠点として生活を支える施設などの維持・誘導を目指すつもりです。

平成22年時点の将来人口の推計では、今後人口の減少が見込まれていますが、近年は駅の周辺に宅地造成等が進められおり人口が増加しています。

上高地線沿線の市域西側の拠点として、波田駅周辺を説明いたします。

駅周辺や国道158号に沿って、松本市立病院など拠点性の高い施設や生活に必要な施設が立地しており、波田地区の市民だけでなく、奈川や安曇地区からも買い物や通院に訪れる、市域西側の拠点の役割を担っております。

波田地区では平成26年度に市街化区域・調整区域の線引きを行いました。

その際に上高地線に沿って東西に細長い市街化区域を定めたことから、都市機能誘導区域の設定にあたって、上高地線沿いに細長く区域の設定し、今後も暮らしを支える施設を維持・誘導できるように配慮しております。

これまでは、鉄道駅を中心とした拠点の設定について説明しましたが、この後の2か所はバス路線を中心とした拠点を説明します。

寿台・松原周辺の地域拠点です。この拠点は地区に暮らす住民だけでなく、中山地区や内田地区からも買い物などに訪れます。

現在の人口密度は、他の拠点に比べても高い状況にありますが、人口減少や高齢化は他の地区に比べても急激に進展すると推計しており、その課題に対応できるような施設の維持・誘導を目指します。

また、バス路線は、寿台線・松原線・内田線の3路線があり、現在43便が運行され、地域の足となっております。

昨年度策定した、地域公共交通網形成計画では、中心市街地とこの地区をつなぐ寿台線を、幹線バス路線として、強化することと位置付けており、寿台・松原地区の拠点性を維持することで、公共交通利用者の増加につなげ、バス路線の持続可能性を高めることにもつながると考えます。

最後、8番目の拠点として、信州大学周辺を説明します。

大学周辺に多くの学生が暮らしていることから、他の地区に比べても、高齢化率の進展はゆるやかと推定されております。

信州大学や、付属病院が立地するだけでなく、周辺には高等学校や文化ホールなどが立地しています。

このため、市の内外の広域から通院や通学などに訪れる人が多くいます。

また、大学周辺の6つのバス停の乗降客数は、2000人を超え、一つの鉄道駅に相当するような交通結節の機能を果たしております。

このような地域の特性を活かしながら、今後も高次な機能を維持しながら、地域に暮らす市民の生活を支える施設の誘導を目指します。

以上が、本年度末までに設定を予定している、都市機能誘導区域や誘導施設の説明となります。

続いて、計画(素案)の64ページ、65ページをご覧ください。平成30年度末までに設定、公表を予定している居住誘導区域の考え方について、説明します。

居住誘導区域は、計画に基づいて将来にわたって、一定の人口密度を維持する区域です。

前段でもご説明いたしました、今後人口減少が想定されるなかでも、現状の人口密度程度以上を保つことによって、生活サービス施設などの都市機能や公共交通の持続可能性を高めるため、居住者が歩いて施設を利用しやすい範囲や、駅やバス停などへ行きやすい範囲を基本として区域の設定を検討してまいります。

正面の図は、その設定イメージを表したものです。

赤い線で示した今回定める都市機能誘導区域は原則として居住の誘導区域とし、拠点間をつなぐ公共交通沿線のうち、工場の操業を優先する区域やまとまった農地、災害危険性の高い区域などを除いて、区域を設定する検討をします。計画（素案）65ページに掲載した区域のイメージはそのような設定でイメージを表したものです。

以上が計画の主な内容でございます。

最後に今後の予定をご説明いたします。

本日の意見聴取に引き続き、都市計画策定市民会議へ計画素案について協議したうえで、2月にパブリックコメントの実施を予定しています。

パブリックコメントの計画素案は、松本市公式ホームページのほか、都市政策課や地域づくりセンターの窓口を設置し、広く市民の方から意見を伺います。

その後、パブリックコメントの意見等を踏まえて最終案とし、3月末までに都市機能誘導区域などを設定公表し、届出などの手続きを開始する予定です。

公表後は、この計画に位置付けた誘導施設を、都市機能誘導区域外で建築するような場合に届出等の対象となります。

また、来年度以降、一定の人口密度の維持する、居住誘導区域を検討し、平成30年度末までに公表します。

詳細な検討はこれからとなりますが、3戸以上の住宅建築や1000㎡以上の開発などが届出や勧告の対象となるものであり、居住誘導区域の設定により、区域外での建築や建替えができなくなるものではございません。

長い説明となりましたが、以上で、計画素案の主な点の説明を終了いたします。

（桐沢明雄都市政策課長）

いま説明いたしました、議案説明でございます。計画（素案）につきましては、この案を踏まえまして、皆さまからご意見をいただきながら成案にして参りたいと思っております。どうぞ、色々な意見をいただけたらばと思っております。事務局からは説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（大江裕幸会長）

どうもありがとうございました。ただいま議案第94号についての説明がございました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

【武者委員挙手】

（大江裕幸会長）

では、武者委員お願いします。

（武者忠彦委員）

すみません。ページ数で言うと31ページのところでちょっとご質問がございます。

この中の都市中心拠点のところで、主なターゲットとして、ビジネス客という表現があるんですけどもビジネス客は一般的には松本市にある企業に対して、その、例えば東京都か地域外の企業の方が松本に訪れるという意味合いが一般的だと思うんですが。この場合のビジネス客というのはどのような意味になっているのですか。

（桐沢明雄都市政策課長）

はい。ビジネス客でございます。今、武者先生がおっしゃった通り、工業団地等々に企業立地をしているというところに、当然いろいろな松本市以外の本社なり支社からビジネス客が訪れるという意味合いで書いてございます。

（武者忠彦委員）

となると、ただ、これは誘導施設、機能等を見ると、むしろその企業そのものをターゲットとしてるのでないかと。

じゃ、松本市に、キーは立地率、暮らしの将来像に書いてある通り、キーは立地したくなる都市ということで、そういう新規の企業立地が促進されるような機能を備えていくと。つまり、ターゲット自体がビジネス客というよりは企業そのものではないのかというように読めるのですが。その辺りがちょっとあいまいなので、このライフスタイルが、これ、みなさま読んでいただくとわかると思うんですけど、キーは立地したくなる都市として知的リノベーションを生み出す。これが非常に多分ピンとこないではないかと危惧するのですが、いかがでしょうか。

（桐沢明雄都市政策課長）

そうですね。おっしゃる通り、企業立地という立場のもの、表現的なところが出てくるのかなと思います。それも踏まえて、少しちょっとこの表現を検討いたします。そのようなかたちでよろしいでしょ

うか。

(武者忠彦委員)

そうですね。ちょっと、なんかターゲットというとビジネス客というよりは企業そのものであるという風に読めます。

この誘導する機能から見ると、決してその東京にある会社の人、『来たくなる都市』ではないように見えるのが一つと、あともう一つこれやっぱり非常に重要なのはターゲットとして書かれていないんですけど、やっぱり、その企業に勤める従業員の方ですよ、就業者の方。

これがターゲットされていないのがちょっと、かなり片手落ちというか、おそらくそれが地域住民のところとかなり重複はしてくると思うんですけど、つまり働いている人にとってどういう住みやすい都市であるのかというのが実は最近の企業立地ですね、考え方からするとその事業用地を優遇するとかそういうものよりもむしろ働いている人にとって住みやすい都市環境を揃えることが重要だということに言われていますので、その中でターゲットの一つ、その働いている人を入れる、どこかに入れておくのはむしろビジネス客よりもはるかに大事なのかなという感じはします。

(桐沢明雄都市政策課長)

はい。わかりました。ありがとうございます。広域圏から当然工業団地等々にいらっしゃる方もいらっしゃるといってもありますし、そのここで言うビジネス客、企業立地という観点じゃない部分についても、何かうまい具合に論議ができればなと思いますので、そんなことも踏まえて考えて参ります。よろしく願いいたします。

(大江裕幸会長)

それではこの件についてはこの程度でよろしいでしょうか。

【大窪委員挙手】

(大江裕幸会長)

それでは、大窪委員お願いします。

(大窪久美子委員)

先ほどのご意見にリンクする内容になってくるんですけど、私たちの暮らしの将来像をというものを考えましたら、もう年金も少なくなっていって高齢者の出入りも、どんどん上に上がって行って国の方針としては、というか日本の現状としては死ぬまで働かないといけないというような現状があると思います。

そういう現状を踏まえたとやはり働くものにとって松本市はどうあるべきか、ということを考えていけないということで、31ページのこのビジネス客というところだけではなくて、コンセプトの中に、死ぬまで働くってというような、元気に働けるってというようなまちづくりっていうのを一番の核として進めていかなければいけないのかなと思っています。

それで松本市は元気に過ごせるというようなことを市の方針としてもうすでに掲げてらっしゃるので、いかに働くかものですね。それから今女性が社会に進出しなければ働き手がいないというような現状もありますのでその辺りをこの計画の中にやっぱり中心になって入れ込んでいく必要があると思います。

具体的にこの計画の中身としては、コンパクトシティとかっていうのはありまして、どのように拠点や施設を配置していくのかっていうような市民サービスを施設の単位でどうこう享受できるかっていうようなところの内容になっているんですけども、どう働いていただけるかっていうようなことを、農業なども踏まえた上でやっぱり議論していかなければならないのかなと思います。

大きなところの意見なのでなかなかどこに具体的に盛り込んでいくかということは今言えないですけどもいかがでしょうか。

(桐沢明雄都市政策課長)

はい。そうですね。とても良くわかりますので、そんな内容を踏まえながら、入れていきたいなと思います。

例えば8ページに、次世代交通政策実行計画の中でも『働く：働きやすいまち』という形で黄色区分で書いてございますが、これ、武者先生が先ほど言われたように企業が立地すると、企業立地の関係も踏まえた内容にはなっているという、そこはございますので、そんなところも踏まえてですね、働く方々の住みやすいまちという視点もいれながら少し考えてみたいと思っています。よろしく願いいたします。

(柳沢均都市政策課課長補佐)

すみません。都市政策課の柳沢均と申します。私のほうで若干補足の説明をさせていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。今、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

働く人にとって、働きやすいまちづくりという部分、松本市においては昨年来から基礎調査等でも、広域圏から就業者の方々が大変多いというような、そういった視点の中で今後どういうまちづくりをしていくかという部分も考えてございます。

3ページにはこの計画の方針を取り出しまして、3ページの絵の部分で広域的に連携して推進する計画ということの中でいきますとやはり松本市だけではなく周辺も含めた都市圏全体の中で、この圏域の中心としてそういった都市機能としては働く人たちの環境づくりというものも整えていかなければいけないという風に考えておりますし、あと関連でいたしますと、25ページの絵の部分で中心市街地の考え方を少しお示ししてありますが、こちらにも都市圏の中心として、あの最後にも出てございますようにビジネス等における高次の都市機能を維持、充実をしていくということで、都市機能といたしましてはそういう機能を集積するとともに、やはりそこに高齢者の方が就労される部分においても、歩いて暮らせる環境、そういった、ものを整えることによって、公共交通等の充実等々関連をさせることによってそういった拠点のエリアの中に機能を充実することによって働く環境も整っていくのかなという風に思っています。

ですので、いただいた意見を踏まえまして、そういう視点をもう少しわかりやすくしていく中で、計画の中にも、加えていくような形で検討をさせていただきたいと思っております。

#### 【清水委員挙手】

(大江裕幸会長)

それでは、清水委員お願いします。

(清水聡子委員)

19ページのところの地価のところですけれども、平成9年の段階では市街化調整区域と松本駅から800mのところの差が15.8倍、平成28年度の段階だと6.934で約7倍なんです。

地価が中心市街地に多くの人に住んでもらいたいというようなことはわかるんですけども、今でもまだ7倍の差がある。こういったことが今まで郊外化してしまった、なぜ人が郊外に住みたいと思ったのかといったようなことをやはり考えていく必要があるのではないかと考えていて、例えば、自然が豊かだからとか、景観が良いから、環境が良いからとか、土地が安いからとか仕事場に近いかといったような理由で人は郊外に住み始めて行ったと思うんです。

それを政策で中心市街地に住んで欲しいっていったときに、本当に中心市街地に住みたいと思って貰えるような、やはりものを作っていかない限りは難しいと思う。そうすると、この地価の7倍という差がやはり歴然とした数字で示されているものなので、例えばトライで中心市街地に住む場合の空き家対策部分の一環としてそういったところの施設を作って、トライで住むにあたってのそういった施策を作って住んで貰えるような、それなるべく安い価格で住んでもらえるようなものを作っていかとか、団地の対策であるとかっていったようなものをしていかない限り、人や企業がなぜ郊外に立地したい、置きたい、住みたいと思ったのかといった根本的なものやっぱり調査してどうしてそうなったのか、といったようなことを考える必要があるんじゃないかなと思います。

ですので、前回12月の13日、私も参加させていただいたんですけれども、市民懇談会等のもののアンケート調査の開示をこの都市計画審議会でも是非していただきたいと思っておりますし、市民のみなさまにはこれから松本に住みたいという方々がどうして松本に住みたいと思うのか、さらには松本の魅力を高めていくためにはどうしてたら良いのかという根本的なところを考えていただけたらありがたいなと思います。以上です。よろしくお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

はい。ありがとうございます。おっしゃる通りだと思っております。

地価、現在も7倍という中では中心市街地になかなか住めないということもあるかと思っております。

また、今空き家対策のお話しも出ましたが、45ページには既存施策等の活用という中での良い意味に空き家等の低未利用地を活用検討含めて、空き家については当然違う立場で、空き家についてもいろんな施策を考えながら中心市街地に居住誘導ということもしていくべきなのかなってところは考えてございます。

そんな中で今いただいたお話し、また、アンケートの開示ということもございましたので、今、アンケート自体でございますので、もしよろしければ少し掻い摘んでお話しをしましょうか。はい。

では、岩淵の方から少し、12月13日に行われました市民懇談会なかでのアンケートを少しとってございます。そんなお話しを少しさせていただきますのでよろしくお願いします。

(岩淵省都市政策課主査)

12月13日に開催をした都市づくり市民懇談会の参観者アンケートの結果について整備途中ではございますが主な点をご説明いたします。

当日の参加者は約80名程度ございました。その出席者のうち30名のアンケートの回答をいただきました。選択式の回答で行いました内容のうち、ご回答をいただいた方の8割が市内居住者で18%は

市外の居住者でございました。

現在暮らしの中で困っていることについて選択をお願いしたところ、もっとも多かったのは町会の活動や地域の活動そういった担い手の不足、バスなど公共交通の機関が利用しにくいこと。歩いて行ける場所にお店がないこと、少ないこと。そういったところの回答を多くいただきました。

また、人口の減少や少子高齢化の進展についてその認識をお伺いしたところ、回答いただいた方の8割以上は良く知っているとお答えいただきました。そういった人口減少化、高齢化の進展する中で今後特にどういったことが心配なのかお尋ねしたところ、税収の減少などによる行政サービスの低下、具体的な除雪だとか道路の管理ということを説明しておりますがそういったことへの心配が最も多く、それと同じくらいの割合で公共交通のサービスが低下して高齢者が不便になっていくこと、担い手の不足によって地域の活動などが継続できないこと。お話しにもありました空き家や空き地が増えていくこと。中心市街地が衰退して都市としての松本の魅力が低下していくこと。そういったことについて心配だというお答えをいただいております。

自由記述をいただいた感想や本市に関する意見や要望について内容は多岐に渡っておりますが懇談会の内容に関しては比較好意的な感想が多く、今後このようなわかりやすい説明を数多く場設けてほしいといった要望が挙げられております。また、都市づくりに対する要望としては、すいません、これも内容が多岐に渡るので今とりまとめ中の主な点を申しますと、計画の内容や、関連する意見ということが多く、取り組みを進めていくうえでこういったことをしたら良いとか、ああいったことをしたら良い、そういった提案の記載が多くありました。

また、丁寧な説明が先ほど申し上げた通りなのですが今後も住民らと交えて持続的にこの計画に基づいた取り組みをしていくことの要望も多くありました。また、具体的に取り組みとしては公共交通の充実などに対する要望があった一方で車がないと不便な現状や今後は車を移動しやすい環境整備を要望する意見などもわずかですがございました。現在報告できる内容は以上でございますが、また、まとまった内容についてはさらに整理してご報告するようにしたいと思います。

（桐沢明雄都市政策課長）

はい。アンケート結果については以上でございます。ちょうど委員からもありました、中心市街地への居住等々につきましても、施策につきましても45ページにもいろいろ、庁内でもいろいろ検討している中ではございますが、そんなことも踏まえながら今後検討もして参りますのでよろしく願いをいたします。

（大江裕幸会長）

すいません。一点確認です。そのアンケート結果をお知らせするということがあったと思いますがそれは、とりまとめが出来た段階で報道して差し支えない範囲については委員のみなさまにお送りするのか次の審議会の場で資料として用意していただける、そのような理解でよろしいでしょうか。

（桐沢明雄都市政策課長）

はい。わかりました。アンケート調査に、要はまとまった時点ですね、資料編等々にしながら開示をしていくようにいたします。

ですので、必要があればみなさまにお送りをしますがパブリックコメント等の中でアンケート調査についても開示をしながら、パブリックコメントをいっていくということではいかがでしょうか。そんなかたちをとらせていただければと思います。

（大江裕幸会長）

委員のみなさんはこのようなかたちでお知らせいただくということでよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

【青柳委員挙手】

（大江裕幸会長）

では、青柳委員お願いします。

（青柳美一委員）

私の方から、今までお聞きしていた中で大まかな筋としてはこのような考え方で良いと思うんですが、松本のまちの中というのは一方通行がけっこう多いんですね、一方通行の道路、こういったものとかですね、バスの巡回するルートとかね、こういったものも含めてもう少しこまめにこう、網羅できるような検討をお願いしたい、つまり市民の中でできるものと、これは市の方で主になってやっていただきたい部分が多分にあると思うんですが、そういったものをもう少し具体的に入り込んでこういった検討をというものを是非していただきたい。

もう一つ言いますと、このまちの中に高い税金を払われている農地がございますよね、これは一体どうされていくつもりなのか、中には緑地化とかこういうことで方向も考えていきたいということもちら

ちらと聞いているのですが、しかしながらいくら面積が減ってきても貴重な緑地であり、農地でもありますんでね、そういったことも含めてどういう風にしていくか。

これは地価代とかあまり単純じゃないんですね。というのは生産をやる以上はまだ農薬を撒いたりしますし、そうすると周りから臭いの、害になるの、こういう話題がでるものですから当然農家としては、やりにくくなってきて、野菜だけじゃなくて、だってあと、養鶏場なんてみんな遠くへ作りますよね。

そういうことを基準としてやっていかないとですね、廃れるものが廃れちゃって、いったい市民というのは誰を対象に論じているんだとこういうことにもなりかねないわけですね。それでサラリーマン的な方々が多くいますんでその声はそれでよしいんですが、もともと農地、何かを持ってやっているそういう人たちの姿も少し頭の隅において検討していただければとこんな風に思うわけです。

ちょっとその辺が今回の中でかけてる部分があるかと、いう風に感じたものですから、農地の問題、それを緑地化してどういう風にしていくかという問題、それからバス路線みたいなああいう公共交通の網羅の仕方、まだ足りないところ、特にいいますとね、宮淵の方ですね、昔はですね、3路線あったんです。立田行き、それから池田行き、それから山清路行き、1本もないんですね。それで何とか、それは何とかしてほしいというんですがそれはできません、今ね、もっとも、大きな国道へも渡れないんですね、年寄り。今度、国道も拡幅しますよ、ますます横断なんかできません、鉄橋もあります。でも、動けない人になってきてますのでむしろ小さな商店でもやっていけるようなね、意気込みを市でもって何か声かけ出来たらなど、大きなスーパーはそりゃ嬉しいですが、小さな商店だってね、近くにあれば役に立ちますんでそういったこともこれから中で目指すところもあるのかなという風に思いますが、どのようにしたいかお聞きしたいと思います。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

はい。ありがとうございます。最初の交通の話してございますが、これにつきましてはこちらの今回立地適正化計画の都市機能誘導区域の中においては、結ぶという公共交通これをしっかり、公共交通の人はやっていきましょうということを今回の計画では言うてございます。

その中でまた今言われた、いろいろな交通のお話しこれにつきましては、また違う場所で、次世代交通政策の実行計画ということもやっている中で、当然この立地適正化計画とも連動しながらやっていくんですが、また違う立場で、いろいろな公共交通について、どうやって流通を図ろうとか路線についてどうしましょうとか、そういったことについてはそちらの方でやっているところでございますのでそんなご理解をいただければ思っております。

また、農地については市街化区域内の農地のことだとは思っていますが、今回市街化区域内の農地について都市機能誘導区域をどの位置にいれましょうかということについて今回お話しをまずはさせていただいて、その周りの今度、居住を誘導する区域を平成30年に向けて決めていくようにしますので、その中で農地の部分をどうしましょうかということについても検討しながら進めて参りたいと思っておりますのでそんなご理解をいただければと思います。以上でございます。

( 大江裕幸会長 )

青柳委員よろしいでしょうか。

( 青柳美一委員 )

はい。

【澤田委員挙手】

( 大江裕幸会長 )

澤田委員お願いいたします。

( 澤田佐久子委員 )

よろしくお願ひします。今の公共交通とか農地の問題で要望といいますか、お伺ひしたいですけれども、公共交通の方でずっと見た中で重要に考えていただいてこれから検討していただくということですが、高齢化してきますとなかなかその、公共交通のバス停まで出て来れないとか、デマンドやってほしいと思うのですけれども、この中にはちょっとそういうオンデマンド整備というような言葉が見当たらないように思いましたので今、一部の地域でもそういった運動があるようなんですが、そういったことについては次世代の方でもしていると思っておりますがこの課としてはどのようにお考えがお聞きしたいと思います。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

はい。今のお話しでございます。各拠点のですね、今回お示しをしている立地適正化計画の中ではですね、拠点を決めまして、その拠点間の公共交通の充実ということをお話してございます。

その中では今度それぞれ個々の細かい部分につきましては当然次世代交通政策実行計画の中でそれぞれ検討していくということで考えておりますのでその中で立地適正化計画の中でデマンド交通等々、具

体的な例を記してお示しはしてはいないというところではございますのでご理解をいただければとは思っております。

今日も中山線が運行開始したということで記事が載ってございますがそんなような地域公共交通についてはですね。また、次世代交通施策実行計画の中で行っていくということでご理解をいただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

(澤田佐久子委員)

はい。わかりました。是非こちらの方でも検討していただきたいと思います。

そして、もう一つ、今農地の問題があったんですけれども全体的な中身的には人口減少で高齢化ということではわかりますけれどもその農地の問題でいきますと農業委員会などでは今空き地がとか農地が空いていましてそういうところに何とか住む方を誘導したいということでこれと逆行、これは市街地のことなんですけれどもちょっと逆行しているようなそういう荒廃地だとか農業委員会で苦慮して、誘致をしたいということと反対かなというような国の制度が、と思うんですけれどもその辺はいかがですかね。別の区域でしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

(柳沢均都市政策課課長補佐)

ただ今、ご意見いただいた内容につきまして、都市の中の農地という部分と今ご指摘いただいた部分については市街化調整区域内の農地であったり、空いている土地のご活用という部分の中で地域のコミュニティを高めていく必要性の中で、そういった開発についても考えられことかということだと思いません。

松本市においては市街化調整区域内の集落地において、開発については一定の許可をするような方向で政策を打って来た経過もございます。そういった中で、今回、このお示ししているのは都市機能という部分とそれからその都市機能の周辺に人口密度を高めて行くような居住の密度を高めていくという部分で都市計画としての運用としての部分を整理していく部分ではございます。

やはりその地域のコミュニティの維持だとか、その地域のコミュニティが元気なうえに、やはりその生活を支える都市機能というものが、そのリンクしたかたちで構造としてなっていかなければいけないという部分であると思いますので、いろんな説明会に行っても同様のご意見をいただいております。荒廃地等もあつたりもするけれども優良農地を、もう少し集約するような、そういった施策の検討だとか様々な農業施策においても検討がされていると思いますので、今後、今回の素案の中には、都市農業等についても、あまり強く触れていない部分でありますので、先ほど課長から申し上げましたように居住誘導区域の中でどういったゆとりのある、逆に生活空間というか、そういったものの整備ということの中で都市機能の中の都市農業というものについても整理をしていきたいと思ひますし、合わせまして市街化調整区域とか郊外のそういった山間地における、そういった農地等の活用等についても関連計画との整合性を図りながら都市機能との部分とでしっかりとしたかたちで整理していきたいという風に考えております。

(澤田佐久子委員)

はい。わかりました。是非、そういったところに住んでいる方のこともまた、都市と誘導についてもなるべくその地域のみなさんの声を聴いてやっていっていただきたいと思ひます。

それとあと一つちょっと質問なんですけれども26ページのこの立地適正化の区域の茶色い枠の中には今井とか入っているけれども28ページでの都市構造のイメージというところでは神林とかそのあたりで止まっているんですが、これは図的にこうなっているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。26と28ページの区域の都市構造のイメージの図ですけれども、ちょっとご説明いただければ思ひます。

(柳澤均都市政策課課長補佐)

今のご質問についてお答えいたします。26ページにつきましては都市全体を見据えた中の都市計画マスタープラン等で掲げております拠点のエリアであったり、今回、この拠点として、都市中心拠点であったり、生活拠点、地域拠点としていくようなものを都市全体という視点で都市の構造を示した図になっております。

28ページは、どちらかというイメージを市民のみなさまにももう少しわかりやすくもっていただくために、人の体の仕組みと合わせたかたちで少し模式図的にわかりやすく示したかたちになってくるんですが、ちょっと地域全域までを含んだかたちにはなってございません。

ですので、基本的な考え方と致しましては26ページにありますように様々な拠点を結ぶようなそういった都市の構造をしっかりと整えるということでございますが、28ページは是非イメージというかですね、というかたちで捉えていただけたらありがたいと思ひます。

(澤田佐久子委員)

はい。わかりました。ありがとうございました。

【宮下委員挙手】

(大江裕幸会長)

それでは、宮下委員お願いいたします。

(宮下正夫委員)

56ページ地域拠点の一つ、島内駅周辺があるわけですが、島内駅周辺にするということの理由をちょっとお聞きしたいなという風に思うんですが。

例えば71ページには広域連携の推進という項目がございます。ここを読みますと広域的な圏域を形成し、あるいは広域的な連携が不可欠という考え方からいたしますと例えばこの島内地域でみると、例えば長野道の松本インター周辺とか、あるいはその合庁というのがあるわけですがどうしてこの場が地域拠点にならないのかというようなことを、島内駅周辺ということになった、その理由を少しご説明いただければありがたいと思います。

(柳澤均都市政策課課長補佐)

では、私の方からお答えいたします。島内駅につきましては先だって説明をさせていただきましたが、平成22年3月に策定しております、都市計画マスタープラン、こちらの方でこの立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版ということも言われることもございますが、そのマスタープランと整合性を図るかたちの中で位置づけを今現在考えている次第でございます。

そういった中で都市計画マスタープランの中では、主要な駅等の交通拠点周辺に都市機能を集積していく集約型都市構造を見据えた拠点の設定をさせていただいて27ページのところで拠点の選定の流れという部分で若干ご説明をさせていただいたんですが、都市中心拠点ですとか交通拠点というものにつきましては都市計画マスタープランの中の市街化調整区域等にありまして、といいますか市街化区域から外れます信州まつもと空港とか新島々駅、沢渡駐車場等を除く8つの拠点については、基本的にはその都市機能を集積していく部分ということの中で検討をしてきたという次第でございます。

委員さんが言われますように高速道路、要はその松本インター周辺には合同庁舎があったり、都市機能等の集積、一定の部分はあるけれども人口密度的に、あと公共交通網の充実化という部分でいきますと現在、やはり鉄道の駅が一番公共交通としては輸送機能が高いという部分の中でいきますと、やはり都市マスでも整備をさせていただきます。

まずはその島内駅周辺に一定のそういった都市機能を集積することが必要ではないかということですのでこれらの以前計画してきた内容を向上するかたちで整理をさせていただいたという状況でございます。

(宮下正夫委員)

わかりました。次に68ページのところで関連する取り組みへの報告で、道路、放射型の道路の、それから環状道路と大きく縦横という言い方はおかしいけれども、下に絵がございますようにそういう見立てになっているわけですがこの環状道路について内環状、中環状、外環状とこれで良いかと思うんですがこの一番内環状が今、お城の南西外堀と合わせていわゆる北線ということだと思いますが、これも今、29年、30年でしたか、直に工事が始まっていくと思うんですがこれで完成していくということになりますと、大名町の突き当りまで、今日の課題とはちょっとずれてしまうかもしれませんが、ちょっと少し関連でということでお聞きください。

あそこでいわゆる行き止まってしまうわけではないのですが、要はその東線と言われるものがどうも、やっぱ計画にはあって、いわゆる環状ですからぐるっと回らないと目的というのは十分果たさないわけですから東線の見通しみたいなものは、すいません、ちょっと今日は違うだろうと思うんですが。わかったら少し教えていただきたい。

(桐沢明雄都市政策課長)

はい。環状道路のご質問でございます。内環状北線につきましては用地交渉を進めて着々と事業を進めているというところでございますが、その先線についてのお話しかと思います。

その先線につきましては、平成22年度に都市計画道路の見直し項目ということを少し調査をさせていただきます。そんな中で、現在その先線、東側の都市計画道路についてどのようなかたちが良いのかという見直しを、今、内部の中で行っているところでございます。

これを都市計画道路の見直しという中で、なるべく早いうちにまた、みなさまにお示しが出来ればと思っておりますが、現在検討中ということでご理解をいただければと思っております。

今現状は大名町まで、まずは内環状北線を伸ばすと。実際、今の都市計画道路はテレビ信州の前まで、今現状の都市計画道路としては整備がされているという状況ではございます。その先線について今、検討中ということでご理解をいただければと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

(大江裕幸会長)

それでは、他にいかがでしょうか。

【井口委員挙手】

(大江裕幸会長)  
井口委員お願いいたします。

(井口司朗委員)

災害のところで20ページですか、多分優秀なみなさんが検討していただいたことですから多分必要ないって風を考えてのことだと思うのですが、その考え方をちょっと教えていただきたいのですが。

ここに今、書いているのは水害、土石ですか浸水と土砂ということで、今、松本市民が関心あるのが地震だと思うんですよ。その揺れやすさマップっていうんですか、ということも公表されてますのでその中でこの都市誘導区域がその危険性はあるが、今、多分、建築技術とかいろんなのが進んでいてそこへ誘導していても構わないような文面も入れた方が良くないかなと思ったんですが、入れなかった理由をちょっと教えていただきたい。

(桐沢明雄都市政策課長)

はい。災害につきましてはここにも書いてございますが浸水と今は土砂災害という部分、しっかりと市民のみなさまにも明示できている分についてお示しをしたというところではございます。

断層につきましては糸魚川断層だったり、牛伏寺断層だったりある程度分かっているところもございまして中心市街地の中では断層についてなかなかここだという、完全にわかっているようなところ、不明なところの方が多いと。

また断層についてもいろいろな断層があると活断層当然1,000年以内に動いたところが活断層と言われていますけれどもそれ以外の断層等々についてもいろんな断層があるという中では、今現状の中では災害については浸水と土砂災害ということの区分けの中でお示しをさせていただいております。

その中では、今後そういった断層等々がわかり、また揺れやすさマップ等、今、委員さんからもありましたがそういったことが明確になってきた段階では4ページにもございますがこの計画の前提がおおむね5年ごとに計画の概要、進行や妥当性を評価して、それに応じた見直しを行っていくということでございますので、その中でまたお必要があれば検討をしていきたいというように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

【青木委員挙手】

(大江裕幸会長)  
お願いいたします。

(青木豊子委員)

はい。ちょっと一言。人口減少の高齢化の中で、やはり人口が減少していくということ中で今後のことを考えていくということを前提にしたら、やはりその居住誘導区域これはまさに今しなきゃならないことだなと思っております。

前、富山のことをちょっと勉強してきたんですが富山は公共交通の先端みたいなことで特に取り上げられていたわけですがけれども、その公共交通がよくなったんでやっぱり持ち家率というんですかね、若い方の持ち家を持つ率が相当大きいということでもなかなか公共交通のあるところではないところに持ち家が増えていくというような話を聞きましたので、やはり松本市としましても、ローンを組める若い世代っていうのがありますね。

あんまり歳をとってくるとローンを組めないみたいな、そういう若い人たちのですね、声も参考にしながら、特に中心市街地あたりの先ほども言われましたが土地の高騰の、土地が郊外と比べて高い中で果たしてそこに住めるだろうかということをもう少し考えて誘導していただかなければならないと思っておりますので、そういうことに関してもう少し税制面とか、それから企業を誘致するような、そんなようなニュアンスの中で若い人たちを誘導できるような、そういうような方策も今後取り組んでいただきたいと思ひます。

また、公共交通も近い将来というかわからないような、その自動運転のものとかもこれから盛んになってくると思ひますので、そういった今言われる人口知能というんですか、AI、こういうようなものをもう少し取り組んでいけるようなもう少し選択、もう少し先に進んだ事業を少し取り入れていただひたいほうが良いのかなと思ひますのでそこら辺のところもよろしくお願ひしたいと思ひます。

(桐沢明雄都市政策課長)

はい。委員のおっしゃる通りだと思っております。45ページには、既存施策等の活用、また、本市が講じる施策について、関係部局ともこれから立地適正化計画を設定した後も、各部局と都市誘導区域、または居住誘導区域へ来ていただくための施策というものをしっかりと検討して参ります。

そんな中で今、言われた土地のお話し、ローンのお話しも含めた施策、また自動運転、次世代交通。今、自動運転というお話しもございましたけれども、そんなことも含めながら検討して参りたいと思ひます。

ておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

(大江裕幸会長)

よろしいでしょうか。では、他にご意見やご質問は。

【大窪委員挙手】

(大窪久美子委員)

41ページの都市機能施設の表ですけれども、この中で子育て支援の施設が、都市中心拠点と各地域拠点は現在立地していない施設を誘導していくというような計画があるんですけれども次のページの42ページに具体的にはどういう施設を誘導するかということを書いてあるんですけれども誘導すべき主な施設として地域全体を対象とする子育て相談、支援の拠点施設ということなんですけれども、運用の考え方が右にありまして保育園や幼稚園や、あと児童館など、このような地域に根ざして支援する方針の施設は誘導対象とはしないということなんですけれども、ここの、その住み分けが良くわからないんですけれどもご説明いただけないでしょうか。

(桐沢明雄都市政策課長)

はい。黒三角でございます。今言われたように保育園、幼稚園等々につきまして、これ小中学校も一緒ですが都市機能誘導区域内に誘導をするべきというか、するべき施設ではないと。

要するに各地域に必要な施設だという施設につきましては、この運用の考え方として右にございますが誘導対象としないということでありまして。その中で誘導すべき主な施設としてはその中でも全市的に対象とする子育て支援センター、例えば松本で言いますと筑摩にこども支援センターがございますがそのような全市的に必要とする子育て支援センターにつきましては、都市機能誘導区域の中へ誘導していくべきだろうという考えで、この42ページの表については書いてございます。また41ページにつきましては、黒三角につきましては、子育て支援施設については保育園等々も含まれてまいりますので各地区に当然、施設を誘導すべきものだということで黒三角で示しているということでございます。

(大窪久美子委員)

では、41ページの表にあります地域拠点の子育て支援施設、全部黒三角がありますけれども、これには保育園や幼稚園、あと児童館を含めるということの理解でよろしいでしょうか。

(柳澤均都市政策課課長補佐)

すいません。わかりにくい表記になっておりまして申し訳ございません。

42ページで整理をしておりますように保育園ですとか幼稚園、こういった児童センターそれから学校的な施設とかそういったものもそうですが、どちらかという市街化区域だけではなくて、市街化調整区域ですとか地域のコミュニティーの中には必要なポイント施設、それまでもですね、都市機能エリア、都市機能誘導区域の中に誘導をしていくという考え方になりますと、やはりその地域のコミュニティーという部分で、なんていうんでしょう、地域包括ケアシステムもそうなんですけどその地域として支えていく機能としてあるべき、こういう子育て施設についてはあえてその誘導をしていく必要性はないのかなという風に考えています。

ただ、ちょっとわかりにくいですけれどもそういったこの一定の地域に限るのではなくて複数の地域のお子さんやなんかの支援をしていくようなそういった施設で、そういう、ここには全市的って書いてるんで市に一箇所だけかというところではなくて、市の中です、必要なエリア、ブロックの中で必要となるようなそういった支援施設についてはこの都市機能を誘導していく、この8つのエリアの中に設置をしながら、その周辺となるエリアのお子さんの支援もしていく必要があるのかなという風に考えております。

ですので地域にあるべき保育園だとかそういった個別の施設というわけではなく、そういったものを束ねるかたちの支援施設というかたちで位置づけが出来たらなということなんですけど、ちょっとわかりにくい表現になっていますのでちょっと表現の仕方をもう少し考えたいと思います。

(大窪久美子委員)

私、どうしてこういう質問をしているのかというと、ちょっと誤解を招くような表現になっているということと、やはり子育て支援施設というのは非常に重要だと思いますので、できればその都市中心拠点のみならず各地域拠点においてもその保育園や児童館などに、子育て相談ができるその機能を付加させていただいて、お父さんもお母さんも働きながら小さな子どもを育てているので、そのいろんなところへ行ったり来たりするというのは非常に日々としては出来にくいということがありますので子育てについてはもうそこにいけばもう完結するというような場所が、やはり各地域になればいけないという思いでご質問させていただきました。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

はい。おっしゃる通りだと思います。そんなことを踏まえながらちょっと表現を変えていくようにいたします。

また、関係課ともですね、少し調整をいたしまして、当然今言った子ども相談については保育園、子どもプラザ、児童館、こういったところで出来るような体制づくり、それに、また、もうひとつ上にですね、特殊なそういうご相談できるような場所を、今、例えば市で言うと北部と南部にそれぞれひとつずつ拠点を設けながら作っていくというようなことではございます。

そういった拠点については都市誘導区域内に来ていただければ良いのかなとは思っておりますのでそんなことがわかるようなかたちの表現、もしくは担当課とも調整をしながら調整をして参りますのでよろしく願いをいたします。

( 大窪久美子委員 )

あと一点よろしいでしょうか。すみません。41ページの表ですけれども、あと一つお願いしたいのは、福祉の中の障害者支援の拠点施設ということで、今ある南松本駅周辺にその既存の施設の充実ということで位置づけられているんですけれども国の法律も変わりまして障害者の方にも積極的に社会に出ていただけるようになってきて参りましたので、やはりマイノリティーの方々も活かしていくというような松本市の姿勢をみせていただければありがたいなと思ひまして出来れば、その中心市街地にもですね、さらに核となる施設、充実させること、あと各地域拠点においてもそういう拠点が必要なのかと思ひますがいかがでしょうか。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

はい。今のお話してございますが障害者相談支援センターにつきましては今言われましたように南部プラザの方に松本圏域の拠点をつくったということ、これを担当課の方では維持をしていきたいということをお私ども伺ってございます。

その中では南松本にその機能を維持していくべき施設だろうということではあって今回、このようなかたちに載せてございます。その中では、今おっしゃられた通りだと思います。障害者の方々も当然あのもっともっと出てきていただきたいという中では、そういったお話しにつきましては担当課としっかりとお話しをさせていただきます。

施設が各拠点にそれぞれ出来るのか出来ないのかこれについては当然障害者の方々の方々の人数にもよりますとは思っておりますのでそんなところは少し検討をさせていただきながら、今、現状は南松本に松本圏域の拠点があるということでございますのでそんなご理解をいただければとは思っております。

( 大窪久美子委員 )

検討よろしく願いいたします。

【青木委員挙手】

( 大江裕幸会長 )

青木委員よろしく願いいたします。

( 青木豊子委員 )

ちょっと気になるのは西暦か、ちょっとこれ全然、別個の問題になってしまうんですけど資料の中の西暦で書くか、それから年号ですね、平成52年という年号がこれからあるかどうかということを考えていくとやっぱり、そういうことは昭和生まれの私にとって、平成っていうのが何歳になるのかっていうのを計算しなきゃいけないのか、そういう問題も起きてくるので出来たら西暦、年号ね、書いていただくようなことも少し考えていただきたいと思います。よろしく願いします。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

はい。ありがとうございます。少しどんな具合が良いのか検討してみます。それで整理をしてみますのでお願いいたします。

( 大江裕幸会長 )

すみません。その点に関して、松本市の方では何か年号についての表記ルールのようなものが、国の場合多くはなかったと思いますが、西暦でやっているのと承知しておりますが、元号を使うということをやっていると承知しています、松本市の場合はどうでしょうか。その関係で逆に可能なのかということも絡んでくるかと思ひます。どうでしょうか。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

はい。すみません。松本市の方はですね、平成を使ったり括弧して西暦を使ったりということの内容で今までも来ていると思っております。そこ、確認をしながら、また、国の標記の仕方も確認もしながら

ら調整をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

(大江裕幸会長)

では他にご意見やご質問などはいかがでしょう。

【忠地委員挙手】

(大江裕幸会長)

はい。

(忠地秀起委員)

ちょっと質問させていただきます。大変立派な資料を見させていただいて、本題から少し外れるかもしれませんが、ちょっと私自身、危惧するのは、つまりの少子高齢化社会だということでございますけれども、これから将来を担ってくれる、あるいは支えてくれる子どもたちの教育がどうなっていくのかなっていうのが随所にこう心配をするんですけれども、こういう都市像、あるいは都市計画立案中には教育っていう文言はあんまり出てこない、これは致し方ないことなんだろうかと思えますけれども、そういう若い子どもたち、小さい子どもたちが、これからこういう立派な計画を立案されてあるいは決定されたものをいつどこで学んでいくんだろかなと、学校教育の中にそういうものが取り込まれるのかな、それは無理だろうとかいろいろ補足するんで、今、現在、こういうことがこれから審議され、あるいは決定していく中で松本市さんが教育面で子どもたちをどうこの中に取り込んでいけるものがあるのかなっていうことをお聞きできれば、質問させていただきました。

(桐沢明雄都市政策課長)

はい。ありがとうございます。仰るとおり、この計画を子どもたちも含めたみなさまにどうやってお知らせをしていくかということは大事なことだとは思っております。

今、教育という分野からお話しをいただきました。そんな中では当然、本市が独自に講じる施策45ページにございますがこういう中に、そういった広告というか、お知らせだとか、教育だとかそういったことが書けるのかどうかの検討をして参ります。また、教育部局とも少し打ち合わせもしながらですね、そんなそういった計画ができましたという中で子どもたちのほうにお知らせができるのかそんなことも少し検討して参りますので、そんなことでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

(忠地秀起委員)

ありがとうございました。

(大江裕幸会長)

それでは他にご意見やご質問はいかがでしょう。

それでは時間もそろそろ12時に近づいてきておりますので、特に別途ご意見がないようでしたら質疑を終了したいと思います。

それでは以上で質疑を終了いたします。

なお、議案第94号につきましては、意見聴取のため、採決は行いません。本日審議いただきました1件につきまして、後日市長へ答申いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しました。

審議の結果報告につきましては、各委員からの意見等を踏まえて行います。報告書の調製につきましては会長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員より、異議なしの声】

(大江裕幸会長)

ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

議事録署名人に指名させていただきましたお二人の委員には、後日、事務局において調製された会議録が送付されますので、署名後事務局へ返送をお願いいたします。また、委員各位には、後日事務局より報告書の写し及び議事録の写しをお送りいたしますので、ご承知ください。

以上で第47回松本市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(桐沢明雄都市政策課長)

どうもありがとうございました。慎重なご審議ありがとうございました。また、広めのご意見ありがとうございました。それは踏まえてですね、この素案を訂正しながらやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。また、次回の都市計画審議会でございますが、日程が決まり次第、

開催通知を送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。  
本日は、本当にありがとうございました。